

基金情報

No. 49

平成18年2月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.Glskkn.Com>

平成17年度・主要事業概況

事項	1月末数	対前月増減数	事項	1月末数(累計)	
事業所数(件)	248	0	年金掛金	調定額(円) 1,425,889,974	
加入員数(人)	男子	5,454	-5	収納額(円)	1,419,840,970
	女子	2,246	-21	収納率	99.58%
	計	7,700	-26	事務費掛金調定額(円)	65,020,308
平均標準給与月額(円)	男子	345,635	-296	資産運用	信託資産額 348億2,816万円
	女子	226,042	191		修正総合利回り 17.55%
	計	310,751	54		ベンチマーク差 -0.41%
受給者数(人)	5,609	12	慶弔金	74件119万円	
平均年金額(円)	452,484	185	保養所利用者数	2,646人	

保養所・売却見通し

この3月末をもって閉鎖する箱根の保養所「みやぎの山荘」の売却が見込まれています。

原姿のままペンション経営をと6千万円の買値をつけています。ただ、銀行融資などが前提であるようです。

買値は、資産額や固定資産評価額を下回りますが、ややもすれば、建物の取り壊し、整地、什器備品の廃棄などに多額な費用が必要となることを考えますと、やむを得ない額かと想われます。

ましてや、長年愛用されてきた施設がそのまま存続されることとなります。

早期の売却は、売却までの維持管理費が小さくて済むことにもなります。

今月中には見通しが明らかとなると考えられますが、成約が望まれます。

〔改正法・概要〕 離婚時の厚生年金の分割

平成16年の年金改正によって導入されました「離婚時の厚生年金の分割」の制度が1年後の平成19年4月1日から施行されます。

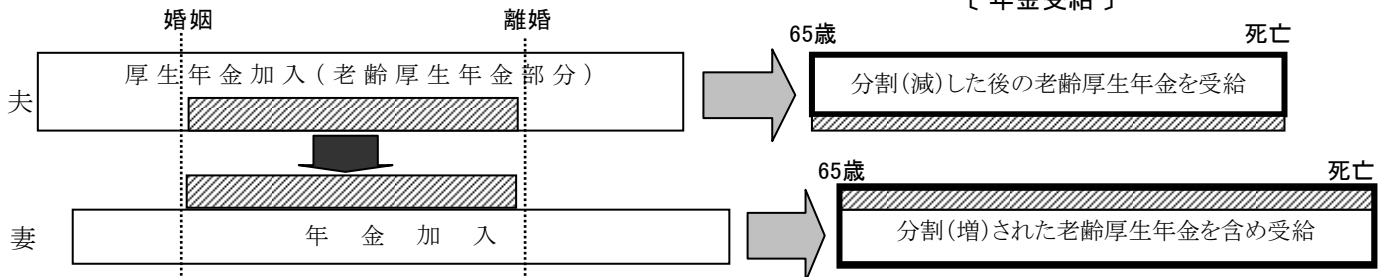
この制度は、女性の社会進出や就業形態の多様化等を勘案して導入されたもので、離婚した場合に、夫の厚生年金の一部を妻に分割・移転することとしたものです。

平成19年4月1日以降の離婚を対象

厚生年金の離婚による分割は、改正法律の施行日である平成19年4月1日以降に離婚が成立した場合に可能となります。

この要件は、分割の対象となる離婚についての時期を定めたもので、分割される厚生年金の範囲を定めたものではありません。分割される厚生年金の範囲は離婚前の期間も含まれます。

離婚時の厚生年金の分割イメージ



箱根「みやぎの山荘」は平成18年3月末で閉鎖となります

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮をお願いいたします

分割の割合は当事者の協議 上限5割 協議不調は裁判所が決定

分割の割合については、法律では定められていませんので、離婚当事者間の協議によって決めることとなります。

ただし、分割の上限は法律で定まっており、5割が上限となっています。

離婚当事者間で分割の割合が合意できない場合は、離婚当事者の一方の求めによって、裁判所が分割割合を定めることとなっています。

分割対象は婚姻期間の老齢厚生年金

分割される厚生年金は、婚姻期間中の加入期間分で、婚姻以前の期間分については分割の対象とはなりません。

また、分割は老齢厚生年金（厚生年金のうち報酬に比例して支給される部分）が対象となり、老齢基礎年金は分割の対象外です。

分割には請求が必要 受給は通常の裁定請求 分割分は受給資格要件に算入されず

分割割合の協議が整った場合は、社会保険事務所に厚生年金の分割の請求を行う必要があります。

この請求は、厚生年金を受給するための請求とは異なりますので、年金の支給開始年齢（原則65歳）になったら、別途年金の裁定請求を行う必要があります。

なお、分割された分は、厚生年金の年金額の算定の基礎にはなりますが、年金の受給資格期間（通常・最低25年）には算入されません。

分割分は終身受給

分割分は、元妻の年金に上乗せされた形で終身受給することができます。例えば、元夫が死亡した場合でも分割分の支給が打ち切られることはありません。

分割分の費用は国が基金から徴収

分割する厚生年金に厚生年金基金の加入期間がある場合は、国は分割分の費用を厚生年金基金から徴収することとなります。

このため、厚生年金基金では、分割分を減額した年金を支給することとなり、分割分を離婚した妻に厚生年金基金が支給することはありません。

主要事項の現況 ④年金掛金の収納状況

年金掛金の調定・収納状況 金額単位:円

		平成15年度	平成16年度	平成17年12月
標準掛金	調定等額	1,995,192,693	1,940,912,402	1,438,460,422
	収納額	1,845,843,617	1,808,253,178	1,270,140,990
	未収額	149,349,076	132,659,224	168,319,432
	収納率	92.51%	93.17%	88.30%
減少特別掛金	調定等額	484,938,337	1,675,108,912	190,103,144
	収納額	324,491,494	1,485,551,147	545,379
	未収額	160,446,843	189,557,765	189,557,765
	収納率	66.91%	88.68%	0.29%
合計	調定等額	2,480,131,030	3,616,021,314	1,628,563,566
	収納額	2,170,335,111	3,293,804,325	1,270,686,369
	未収額	309,795,919	322,216,989	357,877,197
	収納率	87.51%	91.09%	78.02%

- 標準掛金は、基本掛金と特別掛金を合計した額・率となっています。
- 減少特別掛金は、事業所の倒産や脱退などの際の特別掛金です。
- 調定等額には、各前年度以前の未収額を含んでいます。

標準掛金の収納状況

標準掛金は、加入員数の減少により、調定等額、収納額ともに減額となっています。

収納率は、やや向上しているものの90%前半の状況にありますが、各年度とも調定等額には前年度以前の未収額(繰越額)を含んでおり、滞納処分に努めるも、それが収納率全体を引き下げる結果となっています。

ちなみに、繰越額を含まない現年度のみでの調定等額に対する収納率は、平成15年度:99.36%、平成16年度:99.96%といった状況にあります。

なお、平成17年度においては年度途中の状況であり、過年度と単純に比較することは困難です。

減少特別掛金の収納状況

減少特別掛金は、事業所の倒産や脱退などの場合に、未償却の過去勤務債務などを随時調定・収納を図る掛金ですので、その事由の発生件数や加入員規模などにより、年度の調定額や収納額は大きく異なります。

平成16年度は、事業所の脱退に伴い平成16年度の標準掛金に近い減少特別掛金が発生しています。

減少特別掛金の収納率は、事業所の減少形態により異なり、脱退の場合は100%の収納を図ることができますが、倒産等の場合は滞納処分を行うも多くは残余財産が皆無の状態にあり、収納が図れず、全体の収納率を著しく引下げた結果となっている状況にあります。

基金用語

【 延滞金 】

延滞金は、保険料やその他の徴収金の滞納に対する遅延利息です。

この延滞金は、公法上のもので、法令により徴収権や率などが定められています。

公的年金制度では、保険料(掛金)に滞納があった場合、保険者(基金)は期限を指定して督促を行い、滞納の場合に延滞金の徴収を行う義務が課されています。

厚生年金基金においても厚生年金保険法においてそれらが規定され義務化されています。

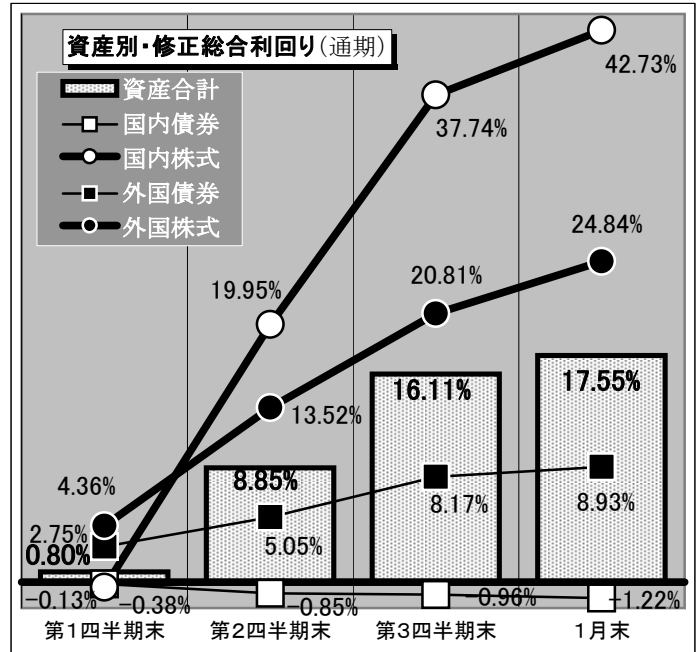
基金の掛金が納付期限や指定期限までに納付されれば問題ありませんが、指定期限を過ぎた場合は、延滞金を徴収する必要があります。

延滞金の率は年14.6%となっており、納付期限の翌日から完納までの日割り計算で算出されます。ただし、掛金が千円未満であるとき等の場合は徴収されません。

延滞金の計算において、掛金の千円未満の端数や延滞金の百円未満の端数は切り捨てられます。

また、計算の結果、延滞金が百円未満であったときは徴収されません。

年金資産の運用状況・速報 <平成17年度>



設立事業所の異動(規約変更関係)・1月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
所在地変更	東葛テクノ(株)	千葉県船橋市	17.12.01

基金関連・動向と姿勢

連合会・適格退職年金移行セミナーを開催

企業年金連合会は、平成18年度においても適格退職年金の移行に関するセミナーを開催する予定としています。

東京(於:連合会)での開催日は次のとおりで、各・定員50名、参加費無料となっています。

4月10日(月)・6月12日(月)・11月6日(月)

厚生労働省・給付減額の申請に初の不承認処分

厚生労働省はさる2月10日、NTT(確定給付企業年金)が認可申請した受給者の減額に対し、不承認とする処分を行いました。

不承認の理由は「経営悪化が確認できない」とのことですが、受給者の給付減額申請が不承認とされたケースは初めてです。

給付減額などの申請にあたっては、事前申請などが行われているところであり、NTTは行政訴訟を検討しているとか。

これを機か、厚生年金基金における給付減額に対する申請においても承認要件の審査が厳しくなったとの声も聞こえてきています。

適格退職年金の移行先・半数以上が未定

適格退職年金は、平成24年3月末に税制優遇措置が廃止され、それまでに他の退職給付制度へ移行することとなっています。

適格退職年金数は、平成14年以降大幅に減少をしていますが、平成17年3月末現在でなお契約数は52,761件(加入者数655万人)に及んでいます。

某信託銀行が、これら適格退職年金の実施先(一部)に対し、移行先の検討状況の調査を行っています。

これによると、半数以上の51%が現段階では未定であるとの回答を得ており、移行先の比較検討が困難な状況が窺えます。

なお、移行を検討している制度(複数回答)は次のような状況のようです。

- 確定給付企業年金……………43%
- 確定拠出年金……………31%
- 中小企業退職金共済制度……………4%
- 前払い退職金……………8%
- 厚生年金基金……………1%
- 退職金制度……………3%